

法改正対応表（給付編）

章	頁	行	項目	改正内容	改正時期
序論	P 16 P 17	下から3行目 7行目、11行目	老齢基礎年金額、障害基礎年金額、遺族基礎年金額	780,100円→781,700円	令和2年4月1日
序論	P 17	9行目	老齢基礎年金の加給年金額	第1子、第2子 224,500円→224,900円 第3子 74,800円→75,000円	令和2年4月1日
序論	P 18	9行目～10行目	老齢厚生年金の加給年金額	配偶者の加給年金額 最大390,100円→最大390,900円 子の加給年金額 第1子、第2子 224,500円→224,900円 第3子 74,800円→75,000円	令和2年4月1日
序論	P 18	19～20行目 21行目	障害厚生年金の加算額、最低保障額	配偶者の加算 224,500円→224,900円 最低保障額 585,100円→586,300円	令和2年4月1日
序論	P 18	最下段	障害手当金の最低保障額	1,170,200円→1,172,600円	令和2年4月1日
第2章	P 39	12行目	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書	マイナンバー情報連携により特定記録個人情報の提供を受けることができるときは定期報告書の提出を求めないこととする。	令和2年4月1日
第2章	P 43	3行目～14行目	介護補償給付の額の見直し	常時介護を要する者：最高限度額 166,950円、最低保証額 72,990円 随時介護を要する者：最高限度額 83,480円、最低保障額 36,500円	令和2年4月1日
第2章	P 50	5行目～7行目	年金たる保険給付の受給権者の定期報告書	医師または歯科医師の診断書等の添付を求めないこととする。	令和2年4月1日
第7章	P 99	表	高額療養費の自己負担限度額の変更（70歳以降）	70歳以上75歳未満の方 ②一般所得者（①および③以外の方） 18,000円→18,000円（年間上限144,000円）	平成30年8月
第10章	P 144	24行目～27行目	老齢基礎年金の額	令和2年度の年金額は、令和元年度から0.2%プラスで改定。 年金額改定に用いる物価変動率（0.5%）が名目手取り賃金変動率（0.3%）より高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）を用いる。ただし、令和2年度は、名目手取り賃金変動率（0.3%）に、マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.1%）が乗じられることとなり、改定率は0.2%となる。	令和2年4月1日
第10章	P 144	26行目	老齢基礎年金の額	780,100円→781,700円	令和2年4月1日
第10章	P 148	表	振替加算表	別紙（※給付編資料1）	令和2年4月1日
第10章	P 149	表	年金給付等の計算に関する経過措置（表内右側）	令和元年からの年金額（改定率0.999）→令和2年からの年金額（改定率1.001） 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の額 780,100円→781,700円 子の加算額 224,500円→224,900円 74,800円→75,000円 振替加算 224,500円→224,900円 老齢福祉年金 399,700円→400,500円	令和2年4月1日
第10章	P 162	追記（新制度）	年金生活者支援給付金制度	公的年金等の収入金額や所得が一定基準以下の方に対して支給が開始された。	令和1年10月1日
第12章	P 178	表	脱退一時金額	追加 2020年4月から2021年3月までの間に保険料納付済期間を有する場合の受給金額 6月以上12月未満 49,620円 12月以上18月未満 99,240円 18月以上24月未満 148,860円 24月以上30月未満 198,480円 30月以上36月未満 248,100円 36月以上 297,720円	令和2年4月1日

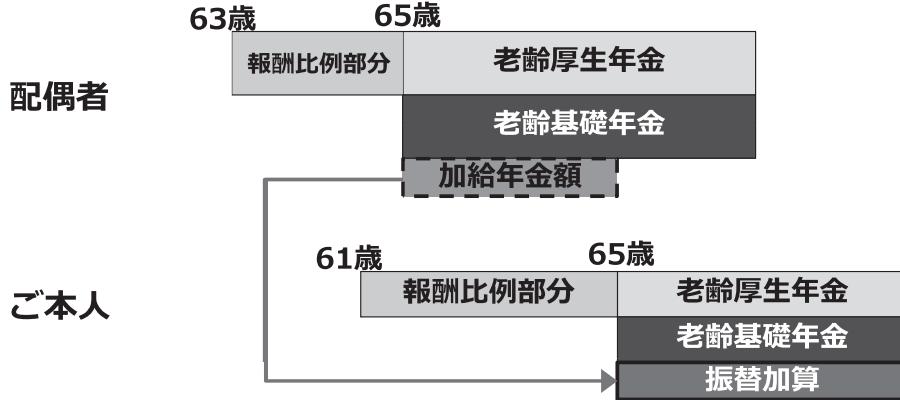
※給付編資料 1

振替加算

配偶者の老齢厚生年金や障害厚生年金に「加給年金額」が加算されている場合、その対象になっているご本人が65歳になると、配偶者の加給年金の支給が打ち切られます。このとき、加給年金の対象であったご本人が老齢基礎年金を受け取るときに、次の条件をすべて満たした場合は、ご本人の老齢基礎年金の額に加算がつきます。これを「振替加算」といいます。

- ① ご本人が老齢基礎年金を受け取る資格を得たとき（満65歳到達時）に、その配偶者が受け取っている年金の加給年金の対象であること。
- ② ご本人の生年月日が「大正15年4月2日～昭和41年4月1日」の間であること。
- ③ ご本人が老齢基礎年金のほかに、老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険と共に組合等の加入期間の合計が240月（20年）未満※であること。

※中高齢の資格期間の短縮の特例【7ページの特例2参照】に該当する場合は、その月数未満であること。



* 振替加算の額は、大正15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については配偶者加給年金と同額で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されます。

* ご本人が65歳になった後に、配偶者が以下に該当する場合は、「老齢基礎年金額加算開始事由該当届」の提出が必要です。

- ・厚生年金保険または共済組合等の老齢（退職）年金、または障害年金（1,2級）を受け取るようになった場合。
- ・退職による年金額改定によって、厚生年金保険と共に組合等の加入期間の合計が240月以上の老齢（退職）年金になった場合。

振替加算の額

ご本人の生年月日	年額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	224,900円
昭和2年4月2日～"3年4月1日	218,828円
"3年4月2日～"4年4月1日	212,980円
"4年4月2日～"5年4月1日	206,908円
"5年4月2日～"6年4月1日	200,836円
"6年4月2日～"7年4月1日	194,988円
"7年4月2日～"8年4月1日	188,916円
"8年4月2日～"9年4月1日	182,844円
"9年4月2日～"10年4月1日	176,996円
"10年4月2日～"11年4月1日	170,924円
"11年4月2日～"12年4月1日	164,852円
"12年4月2日～"13年4月1日	159,004円
"13年4月2日～"14年4月1日	152,932円
"14年4月2日～"15年4月1日	146,860円
"15年4月2日～"16年4月1日	141,012円
"16年4月2日～"17年4月1日	134,940円
"17年4月2日～"18年4月1日	128,868円
"18年4月2日～"19年4月1日	123,020円
"19年4月2日～"20年4月1日	116,948円
"20年4月2日～"21年4月1日	110,876円

ご本人の生年月日	年額
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	105,028円
"22年4月2日～"23年4月1日	98,956円
"23年4月2日～"24年4月1日	92,884円
"24年4月2日～"25年4月1日	87,036円
"25年4月2日～"26年4月1日	80,964円
"26年4月2日～"27年4月1日	74,892円
"27年4月2日～"28年4月1日	69,044円
"28年4月2日～"29年4月1日	62,972円
"29年4月2日～"30年4月1日	56,900円
"30年4月2日～"31年4月1日	51,052円
"31年4月2日～"32年4月1日	44,980円
"32年4月2日～"33年4月1日	38,908円
"33年4月2日～"34年4月1日	33,060円
"34年4月2日～"35年4月1日	26,988円
"35年4月2日～"36年4月1日	20,916円
"36年4月2日～"37年4月1日	15,068円
"37年4月2日～"38年4月1日	15,068円
"38年4月2日～"39年4月1日	15,068円
"39年4月2日～"40年4月1日	15,068円
"40年4月2日～"41年4月1日	15,068円